

# 岐阜県公報

第 二 百 二 十 九 号  
令 和 三 年 八 月 二 十 七 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	( 地 域 福 祉 課 ) 四六九
指定医療機関の廃止の届出	( 同 ) 四七〇
指定医療機関の名称の変更の届出	( 同 ) 四七〇
指定訪問看護事業者等の廃止の届出	( 同 ) 四七一
指定介護機関の廃止の届出	( 同 ) 四七一
指定介護機関の名称等の変更の届出	( 同 ) 四七二
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定 道路の区域変更	( 道 路 維 持 課 ) 四七二
公 示	
土地改良区清算人の退任	( 岐 阜 農 林 事 務 所 ) 四七三
土地改良区役員の退任及び就任	( 可 茂 農 林 事 務 所 ) 四七四

## 告 示

岐阜県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こいけ歯科クリニック	可児市広見二二一	令和 三・ 五・ 一
笠原診療所はつとり医院	多治見市大畑七丁目一三八番一	令 和 三・ 七・ 一
わかば歯科クリニック	各務原市蘇原青雲町三丁目四番地三	同
クスリのアオキ三ツ池薬局	各務原市鷺沼三ツ池町五丁目二五九番地一	同
クスリのアオキ下恵土薬局	可児市下恵土八五九番地一	同

パール調剤薬局みずほ 瑞穂市本田一六五 二 同

岐阜県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指 定 年 月 日

株式会社朋優 愛知県春日井市細野町字大久手三一 一 九番地の二 一 ショーン 訪問看護ステーション 恵那市明智町大田字新地八六八 八 令和 三 年 六 月 一 日

株式会社カーム 土岐市泉町久尻四 三 八 ショーン On 訪問看護ステーション 土岐市泉日之出町 二丁目二六 三 六 九 令和 三 年 六 月 一 日

岐阜県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日  
笠原 診 療 所 多治見市笠原町二八三七 二 令和 三 年 六 月 一 七 日  
パール調剤薬局 みずほ店 瑞穂市本田一六五 二 令和 三 年 六 月 三 〇 日  
けやき薬局 岡本店 高山市岡本町二 七五 五 令和 三 年 五 月 三 一 日

岐阜県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日  
新 正 歯 科 クリ ニ ッ ク えんどう歯科・矯正歯科クリニックス 関市西本郷通二 二 一 七 平成 二 九 年 四 月 一 日  
旧 えんどうインプラント矯正歯科クリニックス 同上 高山市岡本町一 一 一 四 一 令和 三 年 七 月 一 日  
旧 カトウ調剤薬局 同上 高山市岡本町一 一 一 四 一 令和 三 年 七 月 一 日

岐阜県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称  
訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地  
訪問看護ステーション等の名称  
訪問看護ステーション等の所在地  
年月日

株式会社 シェント	恵那市大井町二二〇番地一	訪問看護ステーション等の名称	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護ステーション	年月日
同	同	同	介護予防訪問介護	同	同	同
同	同	同	訪問型サービス（独自）	同	同	同

岐阜県告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

株式会社 健  
愛知県犬山市松本町二丁目二九番地  
訪問看護ステーション はちど  
各務原市三井町二丁目一四 一  
平成 六・七三

岐阜県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社 健	愛知県犬山市松本町二丁目二九番地	訪問看護ステーション	はちど	居宅介護事業所等の名称	居宅介護ステーション	年月日
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
東海ヘルスケア株式会社	高山市朝日町万石三二五-一	居宅療養管理指導	旧 カトウ調剤薬局 新 スマイルかとう薬局	高山市岡本町一丁目一四-一	令和三・七・一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二丁目五二番地	訪問介護	株式会社 新生メディカル 大垣営業所	旧 大垣市久徳町二七-一 新 大垣市南類町一丁目一八番地一	令和三・六・一九
同	同	介護予防訪問介護	同	同	同
同	同	訪問型サービス(独自)	同	同	同
同	同	居宅介護支援事業	株式会社 新生メディカル ケアマネシメントセンター	旧 大垣市南類町一八-九 シャトー三 新 大垣市南類町一丁目一八番地一	同

岐阜県告示第三百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

氏名	施設等の名称	施設所の所在地又は施術者の住所	指年月日
林 貢八	鍼灸院	可児市瀬田三三四-一七	令和 三・六・一

岐阜県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年八月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
明金山線		郡上市明宝畑佐字宮尾一 九二番一九七地先から 同市同字同一 九二番二七一地先まで				四・八 一〇・二		五・四 四・三		九六・一			
後	前	別後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

岐阜県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年八月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
福白岡川線		加茂郡白川町三川字恵釣 り四八七番二地先から 同郡同町同字同 四八五番二地先まで				一〇・九 三・六		一四・二		一四・二			
後	前	別後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

公示

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した清算人	退任年月日	氏名	住所	所
小川 貞夫	令和三年八月二日	小川 貞夫	羽島市上中町午北	一五〇番地
岩田 要蔵		岩田 要蔵	羽島市上中町午北	六三三番地
岩田 昭		岩田 昭	羽島市上中町午北	六一五番地
河路 勇人		河路 勇人	羽島市上中町午北	二二番地
岩田 至隆		岩田 至隆	羽島市上中町午北	六一一番地
岩田 照久		岩田 照久	羽島市上中町午北	二九五番地
河路 義隆		河路 義隆	羽島市上中町午北	一一番地
田之内 清光		田之内 清光	羽島市上中町午北	三四番地
中島 宏		中島 宏	羽島市桑原町東方	三〇八番地
中島 義照		中島 義照	羽島市上中町午北	二六六番地
澤田 貴信		澤田 貴信	羽島市上中町午北	五〇五番地
浅井 樹		浅井 樹	羽島市下中町市之枝二丁目	五三番地
小川 清浩		小川 清浩	羽島市上中町午北	七五番地
林 政春		林 政春	羽島市上中町午北	四八八番地
水谷 眞裕		水谷 眞裕	羽島市上中町午北	五四九番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区役員の退任及び就任

笹野俊一	羽島市堀津町	一 一番地
笹野仁志	羽島市堀津町	一〇番地
澤田誠	羽島市上中町午北	二四二番地

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
富加町木曾川右岸 用水土地改良区	令和 三・八・一	理事	板津徳次	加茂郡富加町羽生 一四六三番地二
		同	板津敏彦	滝田 一二〇〇番地
		同	佐藤峰司	滝田 一四七八番地二
		同	大野裕司	加治田 七〇九番地
		同	井戸順治	加治田 一五六九番地
		同	瀧戸八十治	高畑 六三三番地四
		同	井戸明男	羽生 五四二番地一
		同	佐曾利政弘	夕田 四四九番地
		同	大竹清	羽生 九〇八番地一
		監事	須田和行	加治田 六六二番地五
		同	井戸廣敏	羽生 一四八九番地四

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
-------	-------	----	----	-----

富加町木曾川右岸 用水土地改良区	令和 三・八・二	理事	板津徳次	加茂郡富加町羽生 一四六三番地二
		同	板津敏彦	滝田 一二〇〇番地
		同	佐藤峰司	滝田 一四七八番地二
		同	大野裕司	加治田 七〇九番地
		同	井戸順治	加治田 一五六九番地
		同	瀧戸八十治	高畑 六三三番地四
		同	井戸廣敏	羽生 一四八九番地四
		同	大竹浄司	羽生 九〇六番地
		同	佐曾利豊美	夕田 八〇三番地一
		監事	須田和行	加治田 六六二番地五
		同	坂井靖	羽生 一一七九番地
		同	河合康広	羽生 一四七〇番地一

令和三年八月二十七日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社